

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 9 月 14 日 >

平成30年石岡市議会

不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年9月14日（金曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について
- 2 その他

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年9月14日（金曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） おはようございます。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について及びその他であります。

これより議事に入ります。

地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてでございますが、前回の委員会で決定しました記録の提出要求につきまして、9月12日付で執行部から回答がございました。提出された記録についてお手元に配付してございますので、ご確認願います。

まず、第1項目目、「出し山農村公園管理に関する覚書締結時点における出し山地区青年会の会長の氏名及び住所の情報」については、別紙1のとおり提出がございました。

それでは、お手元の記録にお目通し願います。

〔提出記録の確認〕

資料のご確認はよろしいでしょうか。

それでは、本件の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

ご意見はございませんか。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） こちらからお願いをした資料によって、出し山地区青年会の会長さんの氏名、住所の情報が得られましたので、会長さんのほうにいろいろ経緯等の部分をお聞きする必要があるのかなというふうに思います。

○委員長（山本 進君） ほかにご意見、ございませんか。

いかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、私、委員長といたしましては、ただいまの石橋委員からの発言も踏まえまして、ご意見も踏まえまして、次回委員会において、出し山農村公園管理に関する覚書締結時点における出し山地区青年会の会長に、参考人としてお話をお伺いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、2項目目、「平成28年6月当時の柏山浄化プラント対策委員会の委員長の氏名及び住所の情報」については、「不存在のために提出できません」とのことでした。

本件の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。

ご意見ございませんか。

勝村委員。

○委員（勝村孝行君） 提出された回答書には不存在ということでありますけれども、こちら、書類的なもので不存在ということに解釈してよろしいかなと思うんですが、そうしますと、これ以上求めることはできないのかなというふうに考えますけれども。

以上です。

○委員長（山本 進君） ほかにいかがでしょうか。ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） それでは、先ほどの勝村委員からのご意見も踏まえまして、委員長といたしましては、執行部に記録の再提出を求めても難しいと思われるので、この件については未提出でといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより、今後の委員会運営について協議をしたいと思います。

暫時休憩いたします。

[休 憩]

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、その他として、次回開催日時についてでございますが、私としましては、次回は9月27日午前10時からの開催といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、100条調査権に基づく記録の追加提出要求についてですが、これまでに得られた記録や証言などから、私としましては、出し山農村公園管理に関する覚書を締結する前（平成28年度）の東府中区長の氏名及び住所の情報について、記録の提出を求めたいと考えますが、本件について委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。

いかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ないようですので、この際、お諮りいたします。先ほどの記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、9月20日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、参考人についてですが、先ほど決しましたとおり、次回委員会に、出し山農村公園管理に関する覚書締結時点における出し山地区青年会長・〇〇〇〇氏を参考人として呼びたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、お伺いする事項についてでございます。参考人として呼び出す際の通知文には、委員会条例第59条に基づき、日時、場所のほか、意見を聞こうとする案件を記載しなければなりません。私としましては、出し山地区青年会について、出し山農村公園管理の覚書を市と締結した経緯について、お伺いしてはどうかと思いますが、委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ないようですので、この際、お諮りいたします。本件については、先ほどの案のとおりとすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、呼び出す日時につきましては、次回委員会の午前10時15分としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかに何かご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時12分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員長 山本 進